

吹田市公告 第423号

吹田市舗装たわみ量等調査解析業務に係る一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告します。

令和8年7月21日

吹田市長 後藤 圭二

記

制限付一般競争入札実施要領

- | | |
|----------|---|
| 1 業務名称 | 吹田市舗装たわみ量等調査解析業務 |
| 2 業務場所 | 吹田市内一円 |
| 3 履行期間 | 令和8年8月27日～令和9年2月26日 |
| 4 業務種類 | 土木設計（道路） |
| 5 業務概要 | 舗装たわみ測定装置（FWD）車両を用いた調査・解析業務 |
| 6 予定価格 | 事後公表とする。 |
| 7 最低制限価格 | なし |
| 8 入札回数 | 2回 |
| 9 入札保証金 | 吹田市財務規則第98条の規定に基づき免除。 |
| 10 契約保証金 | 契約金額の10%以上 |
| 11 支払条件 | (1) 前払い 有り
(2) 中間前払金 無し
(2) 部分払い 無し |

12 契約不適合責任期間 2年

13 入札参加資格 以下に掲げる要件を全て満たしていること

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 本市の競争入札参加有資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）（コンサル部門）に登載されており、参加希望種目が「土木設計」取扱品目「道路」であること。
 - (3) 直接雇用し、次のいずれか一つに該当する者を管理技術者として配置できること。入札参加申請日以前3か月以上雇用していること。また、他の事業者からの在籍出向者や派遣社員は認めないものとする。
 - ア 技術士法による二次試験のうち技術部門を「総合技術管理部門」（ただし、選択科目を「道路」とするものに限る）に合格し、同法による登録を受けている者。
 - イ 技術士法による二次試験のうち技術部門を「建設部門」（ただし、選択科目を「道路」とするものに限る）に合格し、同法による登録を受けている者。
 - ウ （社）建設技術コンサルタンツ協会のRCCM（ただし、登録部門を「道路」とするものに限る）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。
 - (4) 直接雇用し、次のいずれか一つに該当する者を照査技術者として配置できること。入札参加申請日以前3か月以上雇用していること。また、他の事業者からの在籍出向者や派遣社員は認めないものとする。
 - ア 技術士法による二次試験のうち技術部門を「総合技術管理部門」（ただし、選択科目を「道路」とするものに限る）に合格し、同法による登録を受けている者。
 - イ 技術士法による二次試験のうち技術部門を「建設部門」（ただし、選択科目を「道路」とするものに限る）に合格し、同法による登録を受けている者。
 - ウ （社）建設技術コンサルタンツ協会のRCCM（ただし、登録部門を「道路」とするものに限る）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。
- ※なお、管理技術者と照査技術者とは兼務することができない。

14 入札参加資格確認及び申請

- (1) 本入札参加希望者は、入札参加資格を有することの確認を受けるため、次の(2)に示す資料を所定の日時、及び場所に持参し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) 入札参加資格確認申請に必要な書類
 - ア 入札参加資格確認申請書 ————— 様式1
 - イ 参加資格確認結果通知先 ————— 様式2
 - ウ 誓約書 ————— 様式3
- (3) 申請書、誓約書及び設計図書等の交付方法及び申請受付場所
 - ア 交付方法

吹田市土木部一般競争入札ホームページからダウンロードすること。

イ 申請受付期限

令和8年8月4日（火）午後5時30分まで（土・日及び祝祭日を除く）

なお、申請書及び資料は直接持参するものとし、郵送、宅配又は電送等によるものは受け付けない。

ウ 受付場所

大阪府吹田市佐竹台1丁目6番3号

吹田市総合防災センター7階 総務交通室

（4）入札参加資格に関する質疑

ア 任意の様式による書面を直接持参するものとし、郵送、宅配又は電送等によるものは受け付けない。

イ 受付期限

令和8年7月23日（木）午後5時30分まで（土・日及び祝祭日を除く）

ウ 受付場所

大阪府吹田市佐竹台1丁目6番3号

吹田市総合防災センター7階 総務交通室

エ 回答日時

令和8年7月27日（月）以降

オ 回答掲載場所

吹田市土木部一般競争入札ホームページに掲載する。

（5）入札参加資格の確認の結果は次のとおり通知する。

ア 通知日時

令和8年8月7日（金）

イ 通知方法

電子メール（参加資格確認結果通知先のアドレスへ送信）

（6）その他

ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された申請書等は、返却しない。

ウ 提出された申請書等は、提出者に無断で入札参加資格の確認以外の用途に使用しない。

エ 申請書等に虚偽の記載をした場合には、指名停止等の措置を受ける場合がある。

オ 資格「有」の者には、電子メールにて結果通知として入札関係書類を送付する。

15 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、次のとおり書面を提出することにより説明を求めることができる。

ア 提出期限

令和8年8月10日(月)午後5時30分まで

イ 提出場所

大阪府吹田市佐竹台1丁目6番3号

吹田市総合防災センター7階 総務交通室

ウ 提出方法

任意の様式による書面を持参するものとし、郵送、宅配又は電送等によるものは受け付けない。

- (2) 説明を求められた場合には、次のとおり求めた者に対して書面で回答する。

ア 回答日時

令和8年8月12日(水)午前9時から正午まで

イ 回答場所

大阪府吹田市佐竹台1丁目6番3号

吹田市総合防災センター7階 総務交通室

16 設計図書等に関する質疑

- (1) 質疑書[様式4]の提出方法

電子メールにより提出すること。

電子ファイルの形式は Microsoft Excel 又は PDF (質疑書[様式4]については、吹田市土木部総務交通室ホームページから様式をダウンロードすることができる。)とし、送信の際には必ず事前にウィルスチェックを行うこと。なお、電話等による質疑は一切受け付けない。

- (2) 質疑受付期限

令和8年7月29日(水)午後5時30分まで

- (3) 送信先メールアドレス

doukan-soumu@city.suita.osaka.jp

- (4) 回答日時

令和8年8月3日(月)午後3時以降

- (5) 回答方法

吹田市土木部総務交通室ホームページに掲載する。

17 入札の日時及び場所

- (1) 入札日時

令和8年8月20日(木)午前10時00分(時間厳守)

(2) 入札場所

大阪府吹田市佐竹台1丁目6番3号

吹田市総合防災センター7階 会議室

18 入札方法

(1) 郵送、宅配、電送又は電報等による入札は認めない。

(2) 開札において、予定価格の制限の範囲内での入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、入札回数は2回までとする。

(3) 再度入札を実施した場合、予定価格の制限の範囲内での入札がないときは、最低の価格をもって入札をした者から随意契約を締結するための交渉を行うものとする。

19 入札の辞退

入札を辞退した者は、これを理由として不利益な扱いを受けないものとする。

20 入札金額

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じる場合は、その端数金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。）をもって業務委託料とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

21 落札候補者の決定

(1) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。

(2) 最低の価格で入札した者が複数ある時は、くじにより落札候補者を決定する。

22 入札等の延期又は中止

本件入札執行にあたり、特別な事情が発生した場合には、入札等を延期又は中止することがある。

23 事後審査

落札候補者に対しては、事後審査するので、以下の書類を提出すること。

(1) 提出日時

令和8年8月21日（金）正午まで

(2) 提出場所

吹田市総合防災センター7階 総務交通室

(3) 提出書類

ア 配置予定技術者等調書〔様式 5〕

（配置予定技術者等調書〔様式 5〕については、吹田市土木部総務交通室ホームページから様式をダウンロードすることができる。）

イ 配置予定技術者（管理技術者及び照査技術者に限る）の資格証の写し

ウ 配置予定技術者を直接的かつ恒常的に雇用していることが確認可能な書類の写し

24 落札決定の取消し

（１）市は、落札者の決定日から契約の確定日までの間に落札者が次のいずれかに該当した時は、当該入札の落札決定を取り消すことができる。

ア 吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けたとき

イ 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けたとき、又は同要領別表に掲げる措置要件に該当したとき

ウ 正当な理由がなく、本市工事請負契約等に係る発注要領第 4 4 条に定める期間内に契約を締結しないとき

（２）前号の規定により落札決定を取り消したことについて、市は一切の責任を負わないものとする。

25 契約保証金の納付

落札者は、次の各号に掲げる業務委託料の 100 分の 10 以上の契約の保証を付さなければならない。

ア 契約保証金の納付

イ 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

ウ この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

エ この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

オ この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

26 その他

入札参加者は、この要領のほか、「入札心得書」・「吹田市工事請負契約等に係る発注要領」の内容を承認のうえ、入札を行うこと。

27 問合せ先 吹田市佐竹台 1 丁目 6 番 3 号

吹田市土木部総務交通室（吹田市総合防災センター7階）

電話 06-6872-1651